

令和5年第1回

# 長与町議会臨時会会議録

令和5年1月30日開会

令和5年1月30日閉会

長与町議会

令和5年第1回長与町議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 令和5年1月30日

本日の会議 令和5年1月30日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員	16番 山口憲一郎議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長	青田浩二君	議事課 長	福本美也子君
係 長	江口美和子君	主 任	村田潤哉君

説明のため出席した者

町 長	吉田慎一君	副 町 長	鈴木典秀君
教 育 長	金崎良一君	総 務 部 長	日名子達也君
企画財政部長	森川寛子君	住民福祉部長	栗山浩二君
健康保険部長	富永正彦君	教育次長	山本昭彦君
教育委員会理事	田中真君	財政課長	荒木秀一君
こども政策課長	宮司裕子君	健康保険課長	藤崎隆行君

会議録署名議員

10番 岩永政則議員 11番 堤理志議員

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 12時09分

令和5年第1回長与町議会臨時会  
議事日程（第1号）

令和5年1月30日（月）  
午前9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	—	会議録署名議員の指名	
2	—	会期の決定	
3	1	令和4年度長与町一般会計補正予算（第8号）	※総務 ※産業

※付託予定の委員会

## ○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。開会に先立ちまして皆さまに申し上げます。新型コロナウイルス感染予防のため場内でのマスク着用をお願いいたします。

ただ今から令和5年第1回長与町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、10番岩永政則議員、11番堤理志議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りします。本臨時会の会期は本日の1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間で決定いたしました。

日程第3、議案第1号令和4年度長与町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。ただ今議題としました議案について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

## ○町長（吉田慎一君）

議案を提案する前に、私の父の葬儀に関しまして皆さま方にはご会葬またご厚情を賜りました。心より御礼を申し上げたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、議案第1号令和4年度長与町一般会計補正予算（第8号）につきまして提案理由を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は歳入歳出それぞれ8,077万2,000円を追加いたしまして、補正後の総額を151億2,879万1,000円とするものでございます。補正の内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりご説明を申し上げます。歳入の14款国庫支出金では、予防接種健康被害給付費負担金および出産・子育て応援事業費補助金を計上。15款県支出金では、出産・子育て応援事業費補助金および地域部活動推進事業補助金を計上。19款繰越金は、今回の補正の財源調整として計上しているところでございます。

続いて、3ページからの歳出について主なものをご説明申し上げます。4款衛生費では、予防接種健康被害給付金および出産・子育て応援事業に要する経費を計上いたしております。初めに予防接種健康被害給付金につきましてご説明を申し上げます。本件対象者は令和3年5月20日に新型コロナワクチンを接種し、残念ながら翌21日にお亡くなりになりました。その後、ご遺族より健康被害救済制度の申請がなされ長崎県を通じて国に進達しておりましたが、このたび国より認定する旨の通知がまいりましたので、予防接種法に基づき死亡一時金等を給付するものでございます。本件対象者のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、速やかな給付に努めてまいりたいと考えております。次に、出産・子育て応援事業につきまして事業概要をご説明申し上げます。全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産、子育てができるよう、妊娠時から全ての子育て

家庭に寄り添い、相談に応じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、経済的支援の両方を一体として実施する出産・子育て交付金が国において創設されました。本県におきましても、この交付金を活用した出産・子育て応援事業を令和5年3月から実施する予定としております。実施事業の1点目は伴走型相談支援といたしまして、妊娠届出時、妊娠8か月頃、出産届出時において3回の面談を実施いたします。これらの面談を通しまして出産や育児等の見通しを立てやすくすることを目的としているところでございます。2点目は経済的支援といたしまして、妊娠届を提出した妊婦に出産応援金として妊婦1人当たり5万円、出産届出時に子育て応援金として新生児1人当たり5万円を給付いたします。給付対象者は令和4年4月1日以降に出産された方、もしくは妊娠届を提出された方となり、支給申請に必要な書類を順次郵送する予定としているところでございます。10款教育費では、地域運動部活動推進事業に要する経費を計上いたしました。中学校における休日の運動部活動の地域移行を令和5年度から円滑に実施するため、移行体制の構築を図ることを目的として各部活動の指導者に対する研修会ならびに地域移行説明会を開催する予定としております。4ページは繰越明許費といたしまして、地域運動部活動推進事業をお願いするものでございます。以上が補正予算の主な内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますのでご参照の上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

内村議員。

○7番（内村博法議員）

地域部活動推進事業補助金についてお尋ねします。先ほど町長の方から移行体制ということで説明会等、そういった事業を行うということになっておりますけれども、もう少しこの事業内容を詳しくご説明いただきたいと思っております。それから、長与町のホームページを見ますと、受け皿の組織が総合型地域スポーツクラブというふうになっているんですけども、どのような団体なのか。すなわち営利法人なのか公益法人なのか、そういう団体の性格がどのようなになっているのか。それから、そもそも論なんですけれども、この部活動は法的にはどのような位置付けになっているのか。すなわち正規の授業科目ではなく自主活動と私なりに理解しているわけですけども、どのような性格なのか。それから、現在の部活動参加者はどのぐらいおられるのか。また、運動部と文化系の両方に参加しておられる方もいるのではないかと思うんですけども、その辺りがもしお分かりであれば教えていただきたいと思っております。それから、長与町のホームページを見ますと会費が月3,000円、それからスポーツ安全保険の年800円の負担が保護者にかかるということで、これは今までの部活動と新たにこういう費用が負担されるのか。ちょっとその辺りがよく分かりません、現状と比較してですね。その辺りをもう少し教えていただきたい。というのも、これ年間4万円近くなるわけですね。3年間で11万円ぐ

らいになるんですよ、負担が。この子どもの費用っていうのは給食費とか、PTA会費とかいろんなものがまだ他にもかかっているわけですよ。だから、その辺り少し説明していただきたいと思います。それからまた、今回は休日のみというふうに向っているんですけども、今後平日も移行となるとこの負担金が増えるんじゃないか、会費がね。さらに増えるんじゃないかと思うわけですよ。だからその辺りはどうなのか教えていただきたい。それから、会費の徴収に当たっては保護者の同意が得られているのかどうか、その辺り。それから、大会の参加費用というのがあると思うんですけども、これはどういうふうになるのかですね。この3,000円の他に徴収されるのかどうか。それから、部活動地域移行のデメリット、メリットをどのように考えておられるか。それから最後に、憲法は義務教育の費用は無償と規定しているわけですよ。その精神に照らせば、現状、また現在は少子化対策のため教育費の負担をなくす方向で政府も動いているわけですけども、この3,000円を取るっていうことは逆行しているんじゃないかなと私自身は考えているわけですよ。その辺りご説明をお願いしていただければいいと思いますが、以上です。よろしくお願ひします。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

まず、本補正で上げさせていただいている分に関しましては、国および県の補正予算で確保されております「地域移行体制の構築に対する支援」を活用いたしまして、地域運動部活動がその移行体制の構築に必要な指導者研修会に係る講師謝礼や消耗品費、説明会に係る印刷製本費、その事務に当たる会計年度任用職員の雇用等に係る経費をお願いするものでございます。受け皿となります総合型地域スポーツクラブである長与スポーツクラブでございまして、こちらはNPO法人となっております。続きまして、部活動の位置付けということですけども、学習指導要領におきまして教育活動の一環ということを示されております。加入生徒数ですが、概算になりますけれども約7割程度が文化部、運動部ともに活動している状況にございます。経費につきましては、今回会費としまして3,000円、年間にかかる保険代として800円というところになります。現在学校の方ではスポーツ振興センターの保険に加入しまして半額補助を行っているところですが、文部科学省の方からも提示がっておりますがその保険は適用されないというところがございますので、子どもたちの安全あるいは万が一のけがの対応ということで800円の支出をお願いしているところがございます。会費に関しましては、現在も500円から4,000円ぐらいまで、幅は各運動部活動等において異なりますけれども部費という形での回収等は行われているところかと思ひます。ただし、議員ご指摘のように生活困窮家庭であったり、そういったところへの補助的なものに関しましても検討を現在進めているところがございます。続きまして、現在、今回は休日のみということで行われておりますが、今後平日への移行ということも文部科学省の方は検討を

進めているところがございます、本町としましては少子化等を踏まえまして各学校で活動ができない生徒等もございますので、平日の地域移行というところに関しても一定の平日の地域移行のめどが立った段階でそちらへの移行も検討していきたいと考えております。大会参加費についてですけれども、こちらについては現在も別途徴収している状況がございますので、今までと大きく変わるところはないという認識を持っております。また、地域移行へのメリット、デメリットでございますけれども、先ほどもお話しいたしました、今後少子化がさらに進んでまいることは想定されるところでございますが、現在でも各学校単位での部活動が成立しない状況が発生してきております。今回の地域移行、既にバスケットボールあるいはバレーボールといったところが行われていますが、そこに自分の学校にはその部活動がない生徒も参加しておりますので、また今後そうした子どもたちが大会等にも参加できるといったところは、子どもたちのやりたいことが実現できる環境ができてくると考えております。デメリットとしましては、先ほども発言がございましたように金銭的な部分でやはり負担というのが大きくなっていく部分がございますので、重ねてこちらについても費用負担をできるだけ少なくできるように検討しているところでございます。会費につきましては、これは全員加入とか強制加入ではございませんので、希望される方が加入されるということになり、平日の部活動は学校単位で行いますし、土日は地域移行をします、土日の分に関しては希望がなければ参加しないという選択もございますので、その段階で参加したいという同意があったものに関して会費を頂くという形になります。今までの形の中でも必要経費という形で、部費という形でお金の徴収を行っておりますので、その点に関しては指導いただく方に謝金をきちっと支払うようにというところも文部科学省の方から提示されておりますので、そこには抵触しないのではないかと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

少し質問事項が多くて申し訳ありません。NPO法人って言われる総合型地域スポーツクラブですね。これは具体的にはどのような、長与町だったらそういう団体があるわけですかね、現在。で、その団体は何人おられるのか。その辺り少し詳しく説明していただきたいということと、先ほど部活動は教育活動の一環としてということと言われたんですけれども、つまり法律的にはこれは教育課程外の課外活動、いわゆる自主活動というふうに私は理解しているんですよ。その理解でいいのかどうか、再度伺いたいと思います。それから、会費月3,000円っていうのが今までは500円から4,000円取っておられたということで、この500円から4,000円というのは平日の分も含めて徴収されていたのかどうか。少しそこを教えていただきたいということと、先ほどの答弁でちょっと分かりにくかったんですけれども、今後平日も移行するとなると会費が増えていくのかどうかですね。具体的なのは分からないまでも増えていく蓋然性が高い

のかどうか。その辺りを教えていただきたい。それから、部活動そのものは強制ではないというのは私も感じているわけですね。強制ではないということであれば、教育活動の一環としてっていうのは少し矛盾するんじゃないかなと思うわけですが、それはさておいて、何人ぐらい参加しているかということですね。ちょっと聞き忘れましたけどもう一度。学校の生徒がほぼ全員なのかどうか、部活動に参加しているのは。細かな数字は要りませんので、ほぼ全員なのかどうか再度お願いしたいと思います。それから、先ほどの最後の質問なんですけども、憲法は無償と規定しているんですよね、義務教育は。これはもうはっきりうたっているわけですね。しかしその無償という範囲がいろいろ法律上見解が分かれています、通例では授業料の対価だと、授業料を免除するというのが通例で言われているんですけれども。やはりこれだけ子どもの費用にお金がかかっている現状を見ると、今後このNPO法人の運営とかにお金がかかるわけですが、そのための会費3,000円っていうふうには私は理解しているんですけれども、やはり今後補助を町から増やして、できるだけ会費を縮減するような方向でできないかどうか。そこをお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

ちょっと順番が変わるかもしれませんが、まず教育活動かどうかということに関しましては、先ほど申しました学習指導要領の中では教育活動の一環というふうに示されております。ただし実際行われている部分に関しましては、教員が今まで関わってきております。勤務時間内からスタートしておりまして、その部分において教員が顧問であったり指導者として付くことがございました。しかし実際のところは、勤務時間外の活動をして行われているところがございますし、人数についてもございましたが約6割から7割程度でございますので全員加入ということではございませんので、そこが義務教育の無償に当たるかというところになってくると、そうではないというふうに考えております。長与スポーツクラブですけれども、非営利組織ということで国の認定の下、総合型地域スポーツクラブ、日本スポーツクラブの中に所属されている団体でございます。子どもたち等にけが等があった場合に訴訟ということも考えられますので、法人格のNPOである長与スポーツクラブに受け皿になっていただいたというところがございます。あと会費の縮減というところについては先程申ししておりますが、今回も「地域移行体制の構築に対する支援」ということで、国と県の補助金を活用させていただきながら進めていくということがございます。今後もそうした補助金的なものがあれば活用させていただきながら、ご家庭の負担というのは軽減できるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育長。



○教育長（金崎良一君）

多少長くなるかもしれませんが補足をさせていただきます。まず、NPO法人の総合型地域スポーツクラブ長与スポーツクラブですが、この団体につきましては平成19年に設立を準備いたしまして平成21年3月に設立をしております。その後平成26年にNPO法人を取得いたしまして現在に至っております。この設立の時期、19年につきましては、当時文部科学省の方で各市区町村に最低一つは総合型地域スポーツクラブを設置するよという通知がまいりまして、その通知にのっとって設立をしたもので、長与町につきましては民間主導で設立をしたものでございます。理事を10人置きまして、その中の合議制で運営を進めているような団体でございます。なお、この現在までの運営につきましては参加の会費をベースとしましてそれで運営をしてきたような団体でございます。現在、中学生の地域移行含めて約400名が会員として活動している団体でございます。補足は以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

最後に、部活動っていうのは私たちの小さい頃から、もう古い時代から始まっておりまして、その部活動の意義っていうのは非常に大事なことなんですよね。私も中学校とかで部活動をやっていましたから、大人になって非常に大きな影響を与えていると、これはもう間違いありません。非常に重要な活動というふうに私自身は認識しております。今回ですね、移行を私なりに整理しますと、つまり教職員の負担を軽減しようということで部活動を外部委託しようと、こういうふうに理解しているんですよね。教職員の働き方改革ということで給特法の改正が行われまして、その際、変形労働時間制とかそういうのありましたけども、一月に45時間以内、時間外勤務ですかね。それから、年間360時間というのが改正でなされたわけですけども、やはり教職員の負担軽減をなくすために外部委託したわけですね。外部委託を今回しようとしているわけですね。そうしますと逆に今度は負担が増えるっていうのは、ちょっと違和感を覚えるわけですね、保護者のね。だから、そういうことをやはり町民にきちっと説明しておかないと、この制度は何なのかっていうことになるわけですね。本来、教職員の負担軽減を図るためっていうのがあるわけですね。私はそういうふうに理解しているけど、その辺りの見解を最後にお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育長。

○教育長（金崎良一君）

まずこの部活動の地域移行につきましては、その元になりましたのは少子化でございまして、少子化の中で先ほど理事の方からも説明をいたしましたが、チームスポーツ等が成り立たなくなっている地域がございまして、そこの体験機会を増やすために、も

う少し学校の枠を広げてエリアを大きくするということが元々の発想でございまして。つまり、生徒あるいは子どもたちのためということが優先第一の考えでございまして、それを実現するために部活動を地域に移行していく。さらには、休日から今度は平日に移行していくというふうなことを実現してほしいというのが国の方針でございます。その方針にのっとったところですよ。なお、部活動につきましては教職員が経験したことがないものが約半数以上ございまして、その経験したことがない教職員が担当するということが非常に負担になっているということがその後で調査によって分かりましたので、国の方としても教職員の働き方改革の一助にもなるんじゃないかというふうな考え方が2番目に付け加わった考えというふうに、そのまま長与町教育委員会としても受け止めておりまして、まずは子どもたちの環境を守るということを第一義的に取り組んでいる状況でございまして。

**○議長（山口憲一郎議員）**

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第1号は、総務厚生常任委員会および産業文教常任委員会に分割付託をいたします。

お諮りします。ただ今各常任委員会に付託しました議案第1号は、会議規則第46条第1項の規定によって本日中に審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第1号は本日中に審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

各常任委員長は審査の結果を本日中に議長に報告願います。

次の会議時刻については、各常任委員会からの委員会報告がそろい次第連絡いたしますのでよろしく願いいたします。

各常任委員会審査のため、暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

**○議長（山口憲一郎議員）**

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、議案第1号令和4年度長与町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。ただ今議題としております議案について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

**○9番（金子恵議員）**

それでは、議案第1号令和4年度長与町一般会計補正予算（第8号）の総務厚生常任委員会に分割付託されました部分の報告を行います。審査日は令和5年1月30日、委

員全員出席の下、説明員に関係所管管理職ならびに職員を招き審査を行いました。提案理由、主な内容として、企画財政部財政課では、財源調整のための繰越金629万5,000円を計上。住民福祉部こども政策課では、出産・子育て応援事業は、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、出産・子育て交付金が国において創設された。本町では、出産・子育て応援事業を令和5年3月から実施する予定である。事業の概要は、妊娠届出時から3回の面談、出産応援金として妊婦1人当たり5万円の給付、子育て応援金として新生児1人当たり5万円の給付。給付対象者は令和4年4月1日以降に出産もしくは妊娠届を出した者。次に健康保険部健康保険課では、予防接種健康被害給付金は、予防接種法に基づき予防接種を受けたことにより健康被害が生じたと厚生労働大臣が認定した場合に給付するもの。令和3年5月に、新型コロナワクチンを接種し死亡された方の遺族から健康被害救済制度の申請がされ、予防接種法に基づき死亡一時金等を給付するもの。以上の説明がありました。主な質疑として、こども政策課では、令和5年3月のスタートとのことだが、転入転出の影響はないのかに対し、3月1日時点で抽出し申請書を送付する。転出者に関しては、給付時に本町にいれば給付するとの答弁でした。次に、里帰り出産の対応はどうかの質疑に対し、自治体間で情報を共有し面談を行い、給付に関しては住所がある市町が対応することになっているとの答弁でした。これまでの母子健康推進員の活動と重複しないのかの質疑に対し、今回は専門職の方が面談を行うため、母子健康推進員の活動とは異なるとの答弁でした。次に健康保険部健康保険課におきましては、死亡が1人とのことだが、他に申請はないのかの質疑に対し、他に申請はなかったとの答弁でした。次に健康被害の相談はなかったのかに対し、5、6件の相談があり、4人に申請書を渡したとの答弁がありました。財政課では特記すべき質疑はありませんでした。

以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これから総務厚生常任委員長への報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続けて報告を求めます。

産業文教常任委員長。

○12番（河野龍二議員）

それでは、産業文教常任委員会に付託をされました議案第1号令和4年度長与町一般会計補正予算（第8号）産業文教常任委員会所管分の審査結果の報告をいたします。審査日は令和5年1月30日、委員全員出席の下、説明員として関係所管管理職ならびに職員を招き審査を行いました。提案理由、主な内容では、教育委員会学校教育課では、中学校における休日の運動部活動の地域移行を令和5年度から円滑に実施するため、その準備に係る経費等を計上している。歳入では、教育費県補助金として、地域部活動推

進事業補助金107万7,000円を、歳出では、指導者の研修や説明会を行うに当たり、必要となる講師謝礼や消耗品費、リーフレット作成のための印刷製本費などを計上している。また、事業着手が補助金の交付決定後となることから、事業が年度をまたぐ可能性があるため、第2表繰越明許費として地域運動部活動推進事業178万4,000円を計上した。以上の説明がありました。主な質疑では、質疑、休日のみの活動とのことだが、部活動が存在しない学校の生徒は、平日は存在する学校に移動しての部活動が可能なのかに対し、現時点では学校の枠を越えての活動は考えていない。質疑、文化部の地域移行の考えはに対し、文化庁からの方向性が示されており、本町でも2月に推進委員会を開催し協議していく。質疑、令和5年4月からの事業との説明だが、今回補正予算で計上しなければならないほど急ぐ必要があったのかに対し、令和5年4月からの実施に向けて指導者への研修などの準備が必要なため今回の補正となった。質疑、指導者研修の内容はに対し、体罰の防止や各競技のコーチングなど競技に精通した専門家を講師に考えている。質疑、講師謝礼40万8,000円の根拠はに対し、12種目の2回分を予定している。質疑、地域移行について保護者への説明や意見の聴取はどのように行ったのかに対し、学校別に保護者説明会を開催した。アンケート調査も行い意見を聞き、意見への回答などで対応してきた。

以上のような質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上報告いたします。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

これから、産業文教常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第1号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第3、議案第1号令和4年度長与町一般会計補正予算（第8号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決された案件につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任

することを決定いたしました。

これにて会議を閉じます。

令和5年第1回長与町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(閉会 12時09分)